

# 評価結果の政策への反映状況報告書

平成 16年 9月 1日現在

政策所管部局	大臣官房訟務部門
名 称	<p>国の利害に関係のある争訟の処理          (基本目標：訟務部門が処理する本訴事件を適正・迅速に処理することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。)          (達成目標：訟務部門が処理する本訴事件の第1審の訴訟手続をすべて2年以内に終了させる。)</p>
評価の概要	<p>訟務組織が処理する本案訴訟で平成15年度中に地方裁判所で言渡しのあった第1審判決1,095のうち、訟務組織が訴状の送達等を受け、又は提訴してから判決言渡しまでの期間が2年以内のもの数は、785で、その率は71.7%であった。事件の性質や相手方の訴訟対応等により審理の長期化を余儀なくされるといった外部要因もあり、結果として約3割については2年を超えることとなった。</p>
評価結果に基づく措置状況	<p><b>1. これまでに講じた措置の内容及び時期</b></p> <p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし</p> <p>(2) 予算措置を講じたもの</p> <p>ア 事業等名： 準備書面作成支援システム経費</p> <p>概算要求額 (千円)： 188,967千円</p> <p>具体的内容 裁判所に提出する準備書面の作成を迅速に行うためのシステムを導入し、もって裁判の迅速化に寄与する経費を要求している。</p> <p>イ 事業等名： 訟務実務訓練実施経費</p> <p>概算要求額 (千円)： 7,982千円</p> <p>具体的内容 担当者の人材を育成し、もって裁判の迅速化に寄与する経費を要求している。</p> <p>(3) その他</p> <p>機構・定員要求</p> <p>具体的内容 平成17年度定員要求において、改正行政事件訴訟法の施行による事件及び事務の増加に迅速かつ適正に対応するため、20名の増員を要求している。</p> <p><b>2. 今後の予定</b></p> <p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの (具体的内容・取組予定時期) 該当なし</p> <p>(2) その他 (具体的内容・取組予定時期)</p> <p>法務局・地方法務局従事職員に対し、裁判の迅速化に関する法律及び計画審理や提訴予告通知等平成16年の民訴法改正への対応について、機会あるごとに説明している。          また、行政庁に対しても、各種会議や具体的な訴訟追行の際に裁判の迅速化への協力を引き続き求めていく。</p> <p><b>3. その他</b> 該当なし</p>
備 考	